平成２５年（フ）第２８７号
神戸市須磨区行幸町３丁目７番29号
債務者　福田　貴子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９６号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番11―508号、従前の住所神戸市垂水区桃山台７丁目1431番地の４　フロール桃山台305号
債務者　広川良之こと　廣川　良之
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５１号
神戸市長田区長田町８丁目２番４―311号、従前の住所大阪府吹田市青山台１丁目２番C25―307号
債務者　丸岡　伯清
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２７号
兵庫県伊丹市中野北４丁目２番４―138号
債務者　堀本ひでみ
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
兵庫県伊丹市北伊丹７丁目62、住民票上の住所兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の５109
債務者　庄司　妙子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
兵庫県篠山市住山421―１　グループホーム太陽４
債務者　松本　　太
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
愛媛県松山市北斎院町665番地１　コーポラスＳＡＹＡ301号
債務者　白川　昭子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６２号
愛媛県松山市中村４丁目10番35号　あかつき荘６号
債務者　津島　寿光
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７３号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井531番地23
債務者　高本　広美
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９７号
長崎県長崎市大手３丁目５番10―207号、旧住所長崎県長崎市家野町20番21号　ウィスタリアマンションⅡ102号
債務者　和田　伸二
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
宮崎市清武町船引780番地１　パトリエ正手101号
債務者　荒木　美和（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４９号
宮崎市吉村町下別府乙34番地３　オリエンタルビル305号
債務者　永山　弥生（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５５号
宮崎市清武町今泉甲159番地14
債務者　竹井　義巳
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０号
福井県小浜市大手町９番39号
債務者　江波公志郎
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第９０６号
名古屋市中村区黄金通１丁目28番地　ハイマンションノムラ601号
債務者　立村　昌彦
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４３号
大分市三川上２丁目５番22号
債務者　工藤　文也
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係